

社会福祉法人輪之内町社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程

平成29年6月16日

規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人輪之内町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 役員及び評議員がその職務のために必要な会議に出席したときは、報酬として日額2,700円を支給する。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員が、その職務のために町外に出張したときは、本会旅費規程第2条に定める額を費用弁償として支給することができる。

(支給方法)

第4条 報酬等の支給は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 社会福祉法人輪之内町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成13年規程第4号）は、廃止する。